

<重要> ご使用前に必ずお読みください

セイコーソリューションズ株式会社（以下「弊社」といいます。）の本ソフトウェアをご使用になる前に、下記「ソフトウェア使用許諾契約書」（以下「本契約」といいます。）を必ずお読みください。

ソフトウェア使用許諾契約書

弊社は、お客様が本契約に同意された場合のみ本ソフトウェア（マニュアルその他の資料を含む。以下同じ。）の使用を許諾します。お客様が本ソフトウェアをインストールした時点で、お客様が本契約に同意いただいたものとみなし、お客様と弊社との間において本契約が成立します。万一本契約に同意いただけない場合は、本ソフトウェアのインストールを行わず、本ソフトウェアを使用しないでください。

第1条（使用許諾）

1. 弊社はお客様に対して、本ソフトウェアの日本国内における非独占的な使用権を許諾します。
2. 本ソフトウェア及びその複製物に関する権利は、弊社に帰属します。本契約に明示されている場合を除き、お客様には、本ソフトウェアに関する何らの権利も付与されません。
3. お客様は、バックアップの目的に限り必要な最小限の範囲において、本ソフトウェアをコンピュータに読み取り得る形式で複製することができます。

第2条（使用方法）

1. お客様は、本ソフトウェア使用の対価に同意し弊社と本契約を締結している間に限り、本ソフトウェアを使用することができます。

第3条（制限）

1. お客様は、弊社の事前の書面による承諾を得ない限り、本ソフトウェアの全部又は一部を複製、修正、改変、翻案、リース、貸与、頒布、譲渡、ネットワーク上での送信、再使用許諾又は二次的著作物の作成をすることができません。
2. お客様は、本ソフトウェアの全部又は一部を逆アセンブル、逆コンパイル又はリバースエンジニアリングすることができません。
3. お客様は、本ソフトウェアの取り扱う弊社の営業秘密である各種データを解析することができません。

第4条（限定保証）

1. 弊社はお客様に対して、本ソフトウェアの商品性及び特定の使用目的に対する適合性を保証するものではなく、またお客様による本ソフトウェアの使用及び使用結果に対しても保証するものではありません。
2. 弊社はお客様に対して、本ソフトウェアが誤りなく作動すること又はすべての誤りが修正されることを保証するものではありません。
3. 本条は、本ソフトウェアに関する弊社の明示又は黙示の保証責任のすべてを規定したものです。

第5条（責任の制限）

弊社は、弊社の責に帰すべき事由によりお客様が本ソフトウェアを利用することができず、かつ、弊社がお客様における利用不能を知った時刻から起算して24時間以上その状態が継続したときに限り、損害賠償責任を負うものとします。また、弊社のお客様に対する損害賠償責任総額は、請求原因の如何にかかわらず、第2条に定める当該本ソフトウェアの利用料金1ヵ月分相当額の30分の1に利用不能の日数を乗じた額（円未満切り捨て）を限度とします。また、当社が支払うべき損害額が1万円未満の場合は、利用不能の時間と同等の契約期間の延長をもって損害の賠償に代えるものとします。ただし、弊社の責に帰することができない事由から生じた損害、逸失利益、弊社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、間接損害、派生的損害、付随的損害、お客様のデータ又はプログラムの喪失、第三者からの損害賠償請求に基づく損害については、弊社は責任を負いません。

第6条（契約の解除）

1. お客様が本契約の規定の一つにでも違反した場合、弊社は、何らの催告を要することなく、ただちに本契約を解除し、お客様の使用権を終了させていただきます。
2. 前項の場合、お客様は、ただちに本ソフトウェアの使用を中止し、弊社の指示に従い、本ソフトウェア及びその複製物を破棄し、その旨を証明する文書を弊社に対し差し入れていただきます。
3. お客様が本契約の規定の一つにでも違反したことにより弊社が損害を被った場合、弊社はお客様に対して、その損害の賠償を請求することができるものとします。

第7条（その他）

1. 本契約は、本ソフトウェアの複製物及びバージョンアップ版にも適用されます。
2. お客様は、弊社の合意を得ることなく本ソフトウェアを日本国外に輸出し、又はネットワークにより日本国外に送信することができません。
3. 本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

セイコーソリューションズ株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬1-8